

令和 2 年度

事業計画書

社会福祉法人
春日市社会福祉協議会

令和 2 年度 事業計画

1. 基本方針

平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が厚労省より公表され、「全世代・全対象型地域包括支援体制」（新しい地域包括支援体制）の構築が示され、平成 28 年 6 月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、同年 7 月に厚労省は『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現を提唱し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけ、2020 年から 2025 年を目途にした「地域課題の解決力を強化する体制」と「総合的な相談支援体制」を構築するための具体的なスケジュールを示しました。

これら一連の国から発出された福祉構想は、個別支援と地域づくりの一体的推進や制度の狭間になっている生活課題への対応、対象を限定しない支援、小地域における住民主体による福祉活動の推進、総合相談・生活支援体制の整備など、社協がこれまで進めてきた地域福祉の取り組みが、国の施策として、実践に向け動き出したことを意味しています。

併せて、平成 30 年 4 月に施行された改正社会福祉法において、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画（行政計画）が

福祉分野の「上位計画」として位置づけられたこと等を踏まえ、「第 4 次地域福祉活動計画」（社協計画）の策定に向けた作業を行政と一体的に進め、住民一人ひとりが関わり支え合う「新たな支え合い」の仕組みづくりとそれを支えるボランティア活動の活性化に取り組んでまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーターを中心に地域担当者や協議体ほか、多様な機関・団体等との連携により、地域ぐるみの総合的支援体制の基盤整備を図るとともに、「まごころ訪問」や「おたすけサービス」「移送サービス」「配食サービス」等の生活支援事業の充実・強化に努めてまいります。

さらに、今後も増加することが見込まれる、認知症高齢者や障がい者等に対する権利擁護事業は、日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が、切れ目なく一体的に確保されるよう、「福祉あんしんセンター」と行政や法律・医療等の専門職並びに関係機関との連携・協力体制を深め、幅広い対象者への対応力の強化を図るとともに、新しく法制化された成年後見制度の利用促進に関し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等について、行政との協議・連携を重ね推進してまいります。

また、「生活困窮者自立支援事業」は、平成 30 年に法改正が行われ、生活困窮者支援を通じた「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや経済的な困窮だけではない地域社会からの孤立に対する包括的・早期的な対応等が明確化され、既存の縦割りの制度では解決できない複合的な問題や制度の狭間の問題等を解決する仕組みとしての役割を果たし、【個の支援】から【個を支える地域づくり】へと活動が繋がるよう、アウトリーチの徹底と社協内・多職種・多機関との連携・協働を図り、対象者の真の自立に向けた支援に努めてまいります。

本年度から、新たに 3 年間の指定管理を受任することができました老人福祉センター「ナギの木苑」は、本会が有する地域・他機関・他団体等との強固なネットワークを活かし、利用者の生活全般を総合的に支援するとともに、介護予防・健康づくり・生きがいづくりの拠点としての機能を高めてまいります。

最後に、介護保険等事業については、制度全体が目指す方向性や法改正・報酬改定等に伴う将来の見通し等を十分に精査し、収支管理の徹底・経費の削減・サービスの質の向上等により、継続した適正な運営が行えるよう努めてまいります。

以上のことを踏まえ、本会が住民から信頼され必要とされる社協であり続けていくために、地域福祉を推進する中核組織であることの責任や果たす役割の重要性を自覚し、健全な法人運営を図り、『誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくり』に向けた事業や活動を展開してまいります。

2. 基本計画

事業総務課 総務担当

1. 法人運営事業

地域住民や関係機関・団体等の皆様から信頼される『社協』を目指し、役職員一体となった法人運営に努めます。

- (1) 財務規律に則った適正かつ公正な支出管理
 - ・限られた財源の有効活用（集中化・重点化・効率化）
 - ・コスト意識の徹底
- (2) 効率的かつ柔軟な事業運営と健全経営
 - ・住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費の確保に努めます。
 - ・介護保険事業等の見通しと収支管理の徹底
 - ・利用料収入、事業収入等の拡充
- (3) 民間福祉事業の活性化による財源確保の促進
 - ・赤い羽根共同募金運動の更なる推進に取り組み、配分金を財源とした、地域福祉活動の活性化に繋いでいきます。
 - ・福祉会員制度の取り組みを通じて、市民相互の助け合いの意識を高め、更なる会員加入並びに福祉協賛店促進に取り組みます。
 - ・寄付金財源による福祉活動展開の周知強化を図り、寄付増加に努めます。

(4) 組織・職員スキルの向上（計画P60）

- ・職員の業務事務の円滑化、責任の明確化及び職員間の連携深化に努めます。
- ・実施事業の進捗、内容状況を確認しながら課題・問題点を検証し事業資質の向上を図ります。
- ・職員スキルの向上を図るため、積極的な研修参加や、その支援環境づくりに努めます。
- ・人事評価制度の実施にあたり、職員の業務遂行度、目標達成管理など、自己の能力を伸ばし組織全体のスキル向上に努めます。

(5) 関係機関との連携強化

- ・関係機関、団体との連携を深め「地域共生社会の実現」に向けた取り組みに努めます。
- ・行政との良好で強固なパートナーシップ構築のもと、継続的な「持続的な地域福祉の推進検討会議」の開催

2. 市民福祉の拠点としての福祉センターの充実

- ・多くの市民が、福祉活動の場として利用できる福祉センターを目指します。
- ・福祉センターは、これまでにエレベーター改修、空調設備改修、施設内の補修や改修を行い長寿命化を図り維持してきましたが、建設から42年を経過することから、行政と連携して今後の福祉センターの在り方について協議を行います。

3. 広報・啓発活動の充実（計画P52）

- (1) 本会事業や福祉の情報発信として広報紙発行を行い、各世代の住民の方へ、福祉に関心を寄せる広報紙づくりに努めます。
- (2) ホームページによる情報発信
 - ・新規または更新等の各種情報発信を迅速に行い、絶えず新たな福祉情報がキャッチしていただけるように取組みます。
- (3) イベントを通じた広報・啓発活動
 - ・「いきいきフェスタ」や「かすがフリーマーケット in 社協」などの活動を通じて地域福祉活動をはじめ、広く社協活動を周知していただく広報・啓発活動に努めます。

事業総務課 あんしんセンター担当

1. 福祉あんしんセンターの拡充（計画P63）

高齢や障がいなどにより、判断能力が低下してきた方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、権利擁護の視点を持ち支援を行います。さらに判断能力が低下した場合には、行政との連携を密に図り、成年後見制度利用促進に向けた取り組みを推進します。

(1) 福祉あんしんサービスの充実

- ・専門職や関係機関との情報の共有と連携強化
（行政、地域包括支援センター等との連携、困難事例の協議）
- ・社協の各事業との連携強化を図り、総合的な生活支援サービスとして内容の充実化を進める。

(2) 法人後見制度の更なる充実

- ・成年後見制度利用促進への取り組み
- ・権利擁護に対する総合的相談体制への取り組み

(3) 運営審議会の充実

- ・事業運営の適正化や困難ケース等の審議の場として、機能充実を図って行く。

2. 相談事業機能の充実（計画P60）

様々な生活課題を抱える人たちの、問題解決への糸口になれるよう各相談事業の向上に努めます。

(1) 心配ごと相談

- ・身近な相談窓口として、気軽に心配ごとを相談できる環境の整備
- ・専門的な相談体制の充実（司法書士・行政書士）
- ・相談連絡会での情報提供と相談活動の学習

(2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談の事業周知の強化
- ・相談員（産業カウンセラー）との情報交換

3. 生活困窮者自立支援事業（計画P71）

相談者が抱える複合的な問題に対し、信頼関係を築きながら、関係機関と連携し、包括的な対応を図るとともに、相談者の状況に即した支援と個別の目標に向けた取り組みを行います。

また、社協の強みである地域組織、見守り関係者との連携協力や各種相談事業をはじめ社協各事業と連携した相談支援体制の構築を目指します。

- ・アウトリーチ活動の充実
- ・課題を多面的に捉え的確な問題把握力の向上
- ・ネットワークを活かした支援の充実
- ・生活の土台となる就労支援相談力の向上

4. 生活福祉・福祉資金貸付事業（計画P60、P71）

生活福祉資金等に関する相談をきっかけに、複合的な課題を抱えた世帯に対し、生活困窮担当や他機関との連携強化を図り、適切な支援に努め、世帯の生活安定と自立支援を目指します。

- ・生活困窮者自立支援制度との連携

事業総務課 ナギの木苑担当

公の施設であるナギの木苑を指定管理者として指定を受け、高齢者の「憩いの場」として、さらに介護予防の拠点として、介護が必要とならないための介護予防教室や健康づくり講座等を実施するとともに、各種交流会や趣味活動を通じ、元気づくり、生きがいづくり、仲間づくりを推進いたします。(計画P67)

1. 多様な利用者に対するの適切かつ配慮ある対応

多様な利用者の立場にたった、公正・公平・平等性を遵守し、親切、丁寧な対応に努めるとともに、挨拶とプラスアルファのひと声をかける一声運動を行います。

2. 利用者の利便性の向上及び利用者数の増加への取り組み

利用促進を図るため、広報啓発を行うとともに、高齢者が集う場所に出向き施設の説明等を行い利用の促進に努めます。

また、より多くの住民の方に知っていただくため、無料の開放日を設け、新規利用者の獲得を目指します。

【無料開放日】

日時 令和2年9月21日(祝日・敬老の日)

時間 午前9時～午後7時(浴場10時～6時30分)

地域福祉課 地域福祉担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

(計画 P52、54、56、60、62、67、76、78)

地域の住民が役割を持ち、支え合いながら地域の実情に応じた福祉活動の展開が図れるよう支援に努めます。訪問活動やサロン活動等の様々な活動や見守り・声かけによる地域住民のつながりづくりを通して、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。また、地域が抱える様々な福祉課題や生活課題の把握を、住民とともに進めていく過程の中で課題解決への糸口の発見や自覚・共感を生み、お互いに支え合う「地域力」の発展・強化に向けて取り組みます。

(1) 地域福祉エリア(中学校校区)ごとの各地区活動への支援

- ・地区の実情に応じた福祉活動支援、調整
- ・地域ニーズに即した地域支援の展開
- ・共感原理に基づく活動の推進
- ・関係機関と連携した支援体制

(2) 福祉情報の提供

- ・福祉活動情報の共有化促進
- ・自治会役員研修会並びに福祉委員会での情報発信

(3) 相談支援力の向上

- ・「複合的課題」「世帯ごと」「とりあえず」丸ごと受け止める対

応力の構築・強化

- ・多職種との協働・連携
- ・総合的な相談力の向上

(4) 研修事業の充実

- ・地域活動3年未満者への基礎研修会の実施
- ・地域での子育て支援に関わる人たちの交流会の実施
- ・認知症サポーター養成講座・声かけ訓練の推進

(5) 活動助成金の交付

- ・地域福祉活動支援助成金の交付

(6) 自治会（公民館）の福祉活動への支援

①ふれあい・いきいきサロン

- ・各地区の状況に合わせた活動の支援や、生きがいづくり、仲間づくりの推進

②地区カフェ

- ・地域の居場所、交流の場づくり、福祉、生活課題などの相談の場としての取り組みを支援

③子育てサロン活動

- ・育児不安の解消や幼児虐待防止、仲間づくり、相談の場としての取り組みを支援

④レクリエーション道具の貸出

2. 地域支え合い活動（安心生活創造事業）の推進

（計画P52、54、56、60、62、74、76）

「住民の気づき」を声や行動に出せる「新たな支え合い」活動としての促進を図り、地域で支援を求めている人に対し住民相互の支援活動や地域住民のつながりの再構築を目指し、支え合い活動の拡充、深化に努めます。

(1) 地域支え合い活動における支援ネットワークづくりの推進

各自治会の実情に応じた様々な取り組みの中で、要援護者等に対する情報把握や共有を図りながら、近隣住民による日常の見守りと災害時支援の仕組みを通じて、ネットワークづくりの推進に努めます。また、活動の中から見られる多様なニーズの解決のため、住民が主体的に行動する意義の醸成にも取り組んでいきます。

- ・地域の特性に応じた活動推進支援
- ・住民啓発周知の更なる強化（地域支え合い活動DVDの活用）
- ・地域支え合いカードの修正及び登録案内文章の活用
- ・あんしんカードの修正見直し
- ・地域支え合いマップの活用術の向上
- ・地域の自主防災組織との連携
- ・行政、地域包括支援センター、民生委員児童委員、自治会等との連携
- ・地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金

(2) みまもりホットライン(協力企業等からの相談窓口電話設置)
地域住民が主体となって実施している見守り活動に、日常業務で訪問を行なう企業等も加わった重層的な見守りの仕組みづくりを拡充し、普段と様子が違うなどの異変を察知した場合の、相談や通報等、見守りネットワークの構築を更に推進していきます。

3. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化

(計画 P52、54、60、71)

各地区の地域福祉活動推進支援や要援護者への把握・訪問支援等、本会との連携を更に強化し活動の推進に努めます。

(1) 役員会並びに各地区定例会の参加

(2) 4部会(高齢者、障がい者、子ども、広報)活動への相談支援

4. 行政等関係機関との連携強化(計画 P52、60、71)

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援センター、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設など様々な分野の機関との連携を図ります。また、定期的に会議に参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

5. 市民の福祉意識の啓発(計画 P52、60、68、78)

福祉をより身近に感じてもらえるような情報提供や場の設定とともに、幅広い層への発信向上に努めます。

(1) 公式ウェブサイト、紙媒体などによる幅広い層への情報発信の工夫

(2) 住民が相互の多様性を理解し、地域で互助、共助、共生感を持ってもらえるような場の設定

6. 在宅介護者支援事業(計画 P52)

(1) 介護を考える介護者のつどい(交流会)や、会員と住民が在宅介護などについて、ともに学び、語り共感できるような場づくりを支援します。

7. 福祉団体等との連携・支援体制(計画 P52)

春日市で活動している当事者・支援者団体が連携・情報交換できる場として、福祉団体等連絡協議会定例会議を通して、活動の活性化を促します。

(1) 福祉団体定例会(2ヶ月に1回)開催

(2) 福祉団体の実施事業への協力支援

(3) 福祉団体への助成金交付

8. 災害時の福祉支援体制づくり(計画 P74)

災害時における体制整備を図っていくため、「地域支え合い活動」などとの連携を活かすとともに、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

(1) 災害時の福祉支援体制づくり

- ・地域支え合い活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進

- ・春日市避難行動要支援者避難支援プラン推進の協力

- ・筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行

(2) 災害時における体制整備

- ・災害ボランティア講座の開催
- ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催
- ・総合防災訓練への参画

(3) 災害・緊急時支援物資の整備

- ・災害時や緊急時における支援物資（衣類、寝具類、食料品等）の整備

9. 地域福祉活動計画の策定に向けた取り組み

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を推進していくため、「第4次地域福祉活動計画」の策定に向けた作業を行政と一体的に進めてまいります。

- (1) 「地域課題の解決力を強化する体制」と「総合的な相談支援体制」構築の推進
- (2) 住民一人ひとりが関わり支え合う「新たな支え合い」の仕組みづくり
- (3) 行政とのパートナーシップの強化、役割の明確化

地域福祉課 ボランティアセンター担当

1. ボランティア活動相談・調整事業の強化(計画 P56)

様々なボランティアニーズに対応するため、市民をはじめ、企業・団体などへのボランティア活動の啓発・推進を通して、人材を掘り起こし、適切なマッチングを行います。また、関係する組織・団体などと協力・連携し、ボランティア活動に踏み出せていない方の学びの場や活動の場を設け、多様なボランティア活動に結び付くような支援に努めます。

- (1) 活動者と活動先との適切な調整
- (2) 多様なボランティアニーズへの適切な対応
- (3) 様々なボランティア活動への適切な支援
- (4) 災害支援など非日常的ボランティア活動の情報把握と調整

2. ボランティアの活動支援(計画 P68)

ボランティア活動は、誰でも気軽に行える活動ですが、何らかの理由による活動への気後れや、参加するきっかけが見つからず活動につながらない事があるため、活動の参加や継続がしやすくなるような工夫や環境整備に努めます。

- (1) ボランティアグループやNPO・市民団体・企業・大学等の活動情報の把握、提供
- (2) 地域のボランティア活動状況の把握とつながりの構築
- (3) 福祉ボランティア連絡協議会活動支援と入会促進

(4) ボランティアリーダー研修の充実

(5) ボランティア交流会の充実

3. ボランティアの育成（計画 P52、56、68、74、78）

様々な分野のボランティアが体験できる講座を実施します。体験を通して活動に必要な知識や技術を学び、継続して活動が行えるよう支援を行います。

(1) 福祉ボランティア講座

（・点字 ・障がい者支援）

(2) ボランティア入門講座

（基礎講座：・キャップハンディ ・ちょい(出前)ボラ）

（実践講座：・一斉ボランティア ・いきいきフェスタ）

(3) 趣味、特技を活かすボランティア講座

（・手品 ・男性）

(4) 災害ボランティア講座

4. 広報・啓発の強化（計画 P52、68）

ボランティア活動の拡充につながる、情報発信の強化に努めます。

(1) 広報紙「しあわせ」・ボランティア通信等の紙面内容の充実

(2) 公式ウェブサイトなどを利用した情報発信の工夫と研究

(3) 福祉関係機関・団体への周知

5. 福祉学習への支援（計画 P52、78）

学校や地域、市民に対し福祉についての学習の機会や教材を提供し、理解と関心を深めるとともに福祉意識の向上を図ります。

(1) キャップハンディ等の体験学習の支援

(2) 当事者及びボランティアグループとの交流学習支援

(3) 福祉用具の貸出（DVD・疑似体験器具等）

(4) 福祉教育読本の配布

(5) 小・中学校の総合学習等における福祉教育の推進

6. あいあい広場（手をつなぐ育成会との共催）（計画 P52、78）

障がいのある方とない方の地域交流事業を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民として、つながりや仲間づくりへの支援を行います。

7. 子育て地域推進事業（計画 P54）

(1) 「春っ子ひろば」

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。（年一回開催）

(2) 子ども一時預かり事業「おおきくな〜れ！」

子育て家庭へ、親が子どもへ向かい合う心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。

・毎月二回開催（第二、四金曜日）

8. 高齢者生きがいづくり事業（計画 P67）

(1) はつらつ会（高齢者生きがい対応サービス）

65歳以上の閉じこもりがちな方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。

・週一回開催（木曜日）

地域福祉課 生活支援担当

1. 生活支援体制整備事業の推進（計画 P60、62）

地域包括ケアシステムを推進していくため、地域の人々の声が届く仕組みづくりを担う「生活支援コーディネーター」業務において、日常生活に支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していくため、これまで培ったコミュニティソーシャルワーカーの実践をとおして、地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの良好で緊密な関係性という強みを活かし、事業の推進に取り組めます。

- (1) 協議体開催への取り組み
- (2) 地域資源情報の整理更新
- (3) 関係者（機関）との情報交換、情報共有等ネットワークの構築
- (4) 地域ニーズの把握

2. 住民参加型移送サービスの充実（計画 P62、78）

公共交通機関では外出が困難な利用会員に対し、協力会員が住民どうしの助け合いとして、車いす対応車両の運行を行います。外出支援を通じて、市民の生活の質の向上を図ります。

- (1) 協力会員の人員確保
- (2) 活動日毎の安全運行への取り組み

3. おたすけサービスの充実（計画 P62、78）

福祉制度や公的サービス等では、なかなか対応できない多様な生活課題等に対し、住民サポーターと多様な主体による生活支援サポートという形で、一時的に居宅において日常生活に支障がある人を丸ごと対応し、自立した生活が続けられるよう生活の支援を行いません。

- (1) サポーター養成講座の開催
- (2) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (3) 活動の連絡調整
- (4) 関係機関との連携強化
- (5) 生活支援グループの活動支援
- (6) 生活支援組織の開発・協働
- (7) 生活支援サポーター交流会の開催

4. まごころ訪問事業の充実（市、受託事業）（計画 P60、62、78）

超高齢社会を迎え要支援者等が増加する中、住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう、地域の多様な主体が支援することで、可能な限り要支援等の状態の予防若しくは維持又は改善につながる支援を行います。

- (1) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (2) 活動の連絡調整
- (3) まごころサポーターフォローアップ研修
- (4) まごころサポーター交流会の開催
- (5) 先進地への視察研修

(6) 関係機関との連携強化

5. 配食サービス事業（市、受託事業）（計画P56）

(1) 的確な安否確認

- ・的確な利用者情報のもと、配達時から得られる生活習慣や健康状態等を把握し、必要に応じ行政、地域包括支援センターをはじめ関係者等との連携・連絡を密に行い、利用者の安否確認の徹底を図ります。

(2) 関係機関との連携強化

- ・利用者や家族並びに社協の他部署や関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時等の迅速・適切な対応に努めるとともに、社協のネットワーク力を活かした事業を展開します。
- ①社協の他部署との個別ケースの情報共有
 - ②社協の他部署とのケース会議（必要時）

(3) 安心安全な食事の提供

- ・調理委託業者と随時協議を行うことにより、利用者ニーズに添うとともに、定期的に調理現場の視察を行い衛生管理の徹底化など安心安全な食の提供に努めます。
- ・利用者の身体状況や介護予防の観点からメニューの検討・研究に努めます。
- ・配達時等の緊急時にも対応していくため、救急救命講習の受講や認知症等の学習する機会を設け、職員資質の向上と安心できる食事の提供体制づくりに努めます。

(4) 地域づくりへの取組み

配達業務から利用者との信頼関係を築き、生活課題の把握ができるよう努めます。個人の生活課題から地域全体の課題へと拡げることで地域担当との連携を図り、孤立防止や地域づくりへの展開につながるよう取り組みます。

- ①生活課題等の情報提供
- ②安否確認の状況から地域への見守り等へつなぐ

地域福祉課 介護支援担当

1. ケアプランサービス（計画P59）

介護保険制度の基本理念である「利用者による自己決定」「利用者の自立支援」を最大限に重視し、要介護状態等になっても、一人ひとりがその人らしく主体性を持ち、生活維持能力を高め、可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を送ることができるよう、必要な援助に関する専門的な知識及び技術をもって、適切なケアマネジメントを実施し支援していきます。又、社協ならではの地域ネットワーク力を活かすとともに、地域包括ケアシステムの一端を担えるよう関係機関との連携に努めます。

(1) 自己決定、主体性、個別性の尊重

支援の全ての課程において、常に利用者の立場に立ち、利用者の自己決定と主体性、個別性を尊重できるよう、利用者ニーズに応えられる適切な居宅サービス等の情報提供を行い、利用者の選択した居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立な介護支援に努めます。

(2) 利用者の自立支援

利用者が可能な限り居宅において、自らの生活維持能力を高め、居宅サービス等を有効かつ適切に活用し、自立した生活を継続することができるよう、利用者の有する残存能力や、要望、生活環

境等、課題と可能性を把握分析し、利用者の自立支援促進と生活状況等悪化を防止する介護支援に努めます。

(3) 総合的サービス提供と新制度対応

多様な利用者ニーズに応えるため、必要な支援に関する専門的知識、情報を持ち、又、関係市町村、地域包括支援センター、医療機関、他の居宅介護支援事業者等との多職種連携・協働を図り、介護保険、高齢者福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。さらに、「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化に努めます。

(4) 収支管理の徹底

良質な居宅介護支援業務を行うとともに、事業収支への意識徹底と経費の削減に努め、事業所運営に取り組みます。

2. ホームヘルプサービス（計画P59）

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、その能力に応じ自分らしく自立した日常生活が維持継続できるよう、介護・福祉の専門職として、質の高い自立支援を目指したサービスの提供に努めます。

(1) 地域に密着した事業所力の発信

社協のヘルパー事業所として、身近な相談役を担い、社協ならではのネットワーク力を活かし、必要な支援提供につなげ、在宅医療・介護多職種のサービスや地域の関係機関と連携を取り合い、安心して信頼していただける事業所を目指します。

(2) 個別的な介護サービスの提供

利用者の生活習慣や価値観を尊重し、心身の状況・環境を十分に把握した上で、ニーズにあった個別介護計画のもとサービスを提供し、個別の目標達成の支援に努めます。

(3) 専門的なサービスの提供と人材育成

質の高い専門的介護を提供していくため、外部研修・内部研修への参加を積極的に促し、サービスに生かせるよう、ヘルパーの知識・技術等の資質向上に努めます。

(4) 収支管理と適正な事業所運営

制度や報酬改定にともなう、運営管理への意識徹底を高め、効率的で適正な事業所運営に取り組みます。

(5) メンタルヘルス（セルフケア）への配慮

活動中に生じた悩みを、ひとりで悩むことなく、職場内でお互いに相談し合える体制づくりやストレスへの対処方法、自己肯定感を高める研修などを実施し、環境整備に努めます。

(6) タイムケア事業の充実（計画 P52）

タイムケア事業が円滑に継続して実施できるよう、人材の確保とサービスの質の向上に務め、障がい等のある子ども達が安心して長期休暇中を過ごせるよう、事業の工夫と充実に努めます。